## 休眠預金等活用法共通規定

2020年4月1日改定 新潟信用金庫

## 第1条 休眠預金等活用法に係る異動事由

当金庫は、この預金について、当金庫ウェブサイトに掲げる異動事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

## 第2条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
  - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定める ものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において 定める日
  - ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
  - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することと なった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、 初回満期日)
  - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと/当該事由が生じた期間の満期日
    - (a) 異動事由(当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由 をいいます。)
    - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項 の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または 当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日ま たは当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅 い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。
  - ③総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の

行使が期待される事由が生じたこと/他の預金に係る最終異動日等 第3条 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金 債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾した ときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によっ て、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠 預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、 あらかじめ当金庫に委任します。
  - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
  - ②この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
  - ③この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執 行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行わ れたこと
  - ④この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって 第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払 等業務の委託を受けていること
  - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払 への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替 金の支払を請求すること
  - ③前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

## 第4条 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相応の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上